

「教育課程」の原点に立ち戻って同校の豊かな教育実践の継承と発展を求めます（声明）

一部マスコミの報道を端緒とするかたちで、奈良教育大学附属小学校の教育活動に対して意図的な攻撃が行われていることは誠に遺憾です。その中心に同校の現職の校長がいることも異様ですが、奈良教育大学自身が「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」¹（2024年1月9日）（以下「報告書」と略）において、学習指導要領から見て「指導不足」で「不適切」であるとして「問題」だと認めたことも驚かざるをえません。さらに、その後、大学として独自採用した同校の教員全員を、他の学校に「出向」させようとしていることも明らかになっており、いよいよことの重大性が明らかになっています。

1. 「学習指導要領」とは

学習指導要領は、戦後当初から「教育課程の基準」とされていて、この位置づけはこれまでも変わっていません。教育課程とは、地域や子どもたちの実態に応じて、一つひとつの学校においてつくられる教科、教科外にわたる教育活動の全体計画であって、いわば学校独自の教育計画をつくるための基準に過ぎません。つまり、学習指導要領が授業内容など教科内容そのものを直接に規定するような性格のものではありませんでした。それにもかかわらず、1958年改訂において当時の文部省が突如「法的拘束力」を主張し始めるなど紆余曲折があり、「学習指導要領体制」と呼ばれるような教育への国家支配のシステムが作り上げられてきたのは歴史的事実ですが、直近の2017・18年改訂において国の審議会のなかで改めてこうした「教育課程」の空洞化・形骸化の実態を問題とし、その意義を問い直す問題提起をするようになっていたところでした。学習指導要領にも、「各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくこと」が重要であると明記されています²。

2. 教育課程の編成権は学校にある

そして、なによりも大事なことは、教育課程の編成を行うのは一つひとつの学校であるということです。まして、国立大学附属学校には、実験的・先導的な学校教育を行うことが期待されている（国立教員養成大学・学部、大学院，附属学校の改革に関する有識者会議資料³，2016年12月5日付）以上、自らの創意工夫のもとにその学校の子どもたちの実態に

¹ <https://www.nara-edu.ac.jp/news/report20240117.pdf>

² 2017・2018・2019年改訂学習指導要領（本文，解説）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

³ 国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議資料（2016年12月5日付）
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/12/15/1380612_2_1.pdf

じて自前の教育課程をつくり実践することが求められています。奈良教育大学附属小学校は、これまでまさにこの課題に正面から応えて来た学校であることは広く知られているところです。

3. 「学習指導要領体制」の見直しこそ、喫緊の課題

先の「報告書」は、配当年次や時数、使用する道具等について、学習指導要領からの逸脱が見られ、また、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」等もふまえられておらず「問題」だと断定しています。しかし、産業構造の転換が課題とされ、それに対応する「教育改革」が叫ばれているなか、これまでの「学習指導要領体制」そのものが見直しの対象となっているにも関わらず、この間の政策転換とも言える流れに反して、またぞろ時代遅れの剥き出しの教育に対する国家統制・支配という愚行を強行しようというのでしょうか。

学校における教育研究を基盤とした教育課程の編成や、それにもとづいた教育実践の創造的発展を考えた時、多様な子どもたちの実態にあった教育を求めてきた同校の教師の努力を、時代錯誤とも言えるこうした粗雑な論理で台無しにするようなことは、決して許されるものではありません。

4. 「教育課程づくり」の主体としての教育実践者集団の教育権

「報告書」では「教育課程の実施」を問題としていますが、論理的には同校の「教育課程」そのものを問うています。しかし、同校の「教育課程」は外部から与えられたものではなく、同校自らの議論と判断によってつくられたものです。もしも、それに問題があって、外部から責任を問われるとすれば、それは学校の代表責任者である校長自身です。先ずは、学校内部において教育実践者集団として自治的・自主的に問題の所在を解明し、その解決方法を探りあて、さらに同校の教育関係当事者における理解と合意をとりつける必要があります。なお、国立大学の附属学校である以上、その学校管理においては教育委員会とは何の直接的な関係も存在していないことも忘れてはなりませんし、国立学校の設置という段階では文部科学省と関係はあっても、そこから後は上下の関係に立つものではありません。

今風に言えば「カリキュラム・マネジメント」ということになるのですが、それは「教育課程づくり」の根本的な意義と課題が問われるものであり、「説明」もどきのものさえすればそれで済まされてしまうかのような「説明責任」などという薄っぺらな言葉で誤魔化してはなりません。まさに1947年教育基本法十条一項で示されていたように、教育の営みが不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われなければならないという「教育の直接責任制」を学校において実践的に具現化する営みが、教育課程づくりであり、その実践、評価の中ではじめて果たされると言うべきです。

同校に限らず全国の学校で、本来の教育課程づくりとそれにもとづく教育実践によって、子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりができるよう、私たちはいかなる不当な支配も許さず、それに抗していきましょう。